

がんばる農業者を応援します！

認定農業者制度のご案内

認定農業者制度とは、意欲ある農業者が自らの農業経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画書」（5年後の経営目標）を市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし認定（認定農業者）し、認定を受けた農業者に対して、重点的に支援措置を講じようとするものです。

認定基準

- 5年後の目標年間農業所得（収入から経費をひいたもの）が **520万円以上**
- 5年後の目標年間労働時間が一人当たり **2,000時間程度（1日8時間を250日程度）**

メリット

認定農業者になることで、以下の支援措置を受けることが可能になります。

農業制度資金の活用 (スーパーL資金等)	設備や機械の導入等を目的として長期かつ低利で公庫等から資金を借り入れることができます。さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」において「農業を担う者」と位置づけられることで、スーパーL資金の貸付当初5年間の金利負担軽減措置が受けられます。(実質無利子化)
各種補助事業の活用	新たに農業用機械および施設等を導入する際に、補助金を受け取ることができます。 (「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業、印西市農業機械等導入支援補助金等)
経営所得安定対策	経費のうち販売収入では賄えない部分を補てんしたり、当年産の販売収入が標準収入を下回った場合に減収額を補てんしたりする支援制度です。
農業経営基盤強化 準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、必要経費・損金に算入できます。さらにその積立金を活用して農地等を取得した場合、圧縮記帳が可能になります。 「地域計画」において「農業を担う者」として位置づけられていることが要件となります。
農業者年金の保険補助	青色申告を行っている認定農業者が、農業者年金に加入された場合、一定の要件を満たすことで、月額保険料2万円のうち、1万円～4千円の国庫補助を受けることができます。 (支援対象：39歳までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者等)

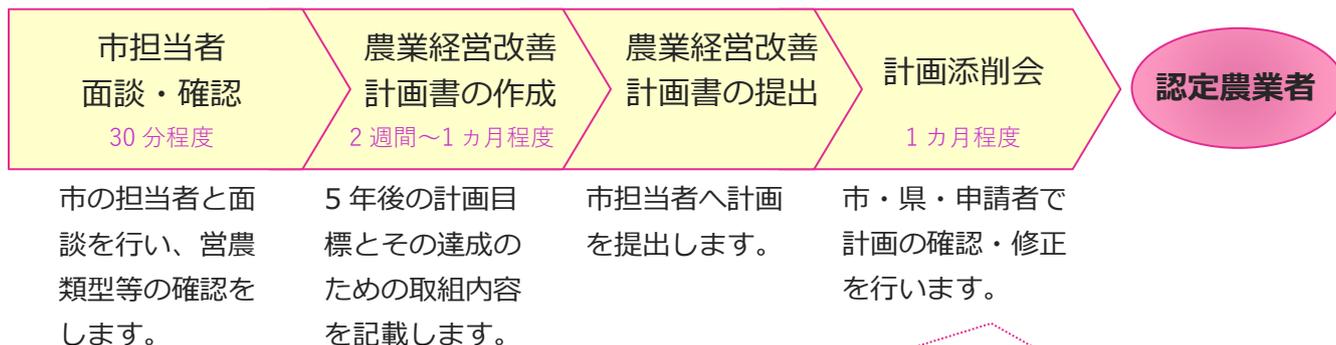
裏面へ続く→

手続き

5年後の自分の経営をどういう方向に改善、発展させるのか、それをどのような方策で実現させていくのかを「農業経営改善計画書」としてとりまとめ農政課に提出します。農業経営改善計画の作成にあたっては、市や普及指導員がサポートします。

認定期間は5年間で、再度認定を受けることが可能です。

認定までの流れ



※計画添削会・・・市の経営目標に基づき、農地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な経営かどうかや、計画が達成される見込みが確実であるか等を審査します。

※認定までの期間については申請状況により異なります。

複数市町村で営農する認定農業者の手続き（広域認定）について

複数市町村で農業を営む農業者が農業経営改善計画の認定を申請する場合は、印西市に代わって千葉県又は国が認定手続きを一括で行います。

なお、現時点で既に特定の市町村で認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、改めて千葉県又は国への認定申請を行う必要はありません。

また、農林水産省共通申請サービスにより、農業経営改善計画の認定申請手続きのうち、国又は都道府県に申請するものは、電子申請が可能になります。詳しくは農林水産省ホームページをご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html

今後とも農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者であれば、どなたでも申請いただけます。



印西市 環境経済部 農政課 振興係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL：0476-33-4488 FAX：0476-42-7242

E-mail：nouseika@city.inzai.chiba.jp